

宇治市防犯カメラ設置事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、街頭での高齢者や子どもの見守り、犯罪抑止、体感治安の向上を目的とし、町内会・自治会等を対象とした防犯カメラの設置に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宇治市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の対象者は、地縁に基づいて形成された町内会・自治会等の団体で、規約や代表者を決めている団体（以下「町内会等」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) カメラ、録画装置、中継器その他の防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費
- (2) ケーブル、設置を示すプレートその他の防犯カメラ設置に必要な工事費を含む経費

2 補助の対象とする防犯カメラは、1町内会等につき2台までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費のうち、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とし、防犯カメラ1台につき、100,000円を上限とする。

2 この要項による補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において

行う。

(補助要件)

第5条 補助の対象となる防犯カメラの要件は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請時に設置されていないこと。
 - (2) 各年度の3月31日までに、宇治市内に設置されること。
 - (3) 高齢者や子どもの見守り、犯罪（不法投棄を除く）の抑止、体感治安の向上のため特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、昼夜を通して録画を行うこと。
 - (4) 道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所を中心に撮影（撮影する画像面積の概ね2分の1以上）すること。
 - (5) 防犯カメラの設置場所に、設置者の名称及び防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
 - (6) 管理等のために一時的に画像を確認する目的以外において、画像の閲覧ができないようにすること。
- 2 補助の交付を受ける町内会等は、防犯カメラを設置するまでに、当該各号に定める要件を満たさなければならない。
- (1) 京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、管理運用規程を定めること。
 - (2) 防犯カメラを設置することについて、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有するものを含む。）の同意を得ること。
 - (3) 防犯カメラを設置することについて、道路法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可等を受けること。
- 3 暴力団員及び暴力団密接関係者が役員である町内会等は、補助金の申請をすることができない。
- 4 同一の事業について、他の補助制度等により補助を受けようとしている町内会等又は補助を受けている町内会等は、この要項に

基づく補助金の交付を申請することができない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、補助金等交付申請書（第1号様式）によって、別に定める期間に、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第1号 - 2様式）
- (2) 収支予算書（見積書等を添付すること）
- (3) 複数事業者から事業提案を受けたことを証する書類（複数事業者からの見積書など）
- (4) 防犯カメラの仕様が分かる資料（仕様書、カタログなど）
- (5) 配置図（防犯カメラの設置場所が分かる図面）
- (6) 付近見取図（内容が分かれば、(5)と(6)の兼用も可）
- (7) 防犯カメラの設置場所の現況写真
- (8) 町内会等の規約及び役員名簿
- (9) 議事録の写しなど、防犯カメラを設置することを町内会等として決定したことを証する書類
- (10) その他別に定める書類

2 補助金の交付を受けようとする町内会等は、前項の規定による申請に当たり、事前協議書（第2号様式）により事前協議を行い、必要な指導を受けなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付すべきと認めるときは、交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付する

ことができる。

(事業の変更等)

第8条 補助の決定を受けた町内会等で、当該事業を変更又は廃止しようとするときは、事業計画変更承認申請書(第4号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による補助金変更申請があった場合は、市長は決定の内容を変更し、事業計画変更承認書(第5号様式)により、町内会等に通知するものとする。

(事業の終了報告及び交付の請求)

第9条 補助の決定を受けた町内会等は、当該事業が完了したときは、速やかに事業終了報告書(様式第6号)及び補助金等交付請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に係る領収書、その他事業者を支払いしたことを証する書類
- (2) 防犯カメラを設置する事業に関する決算書及び事業総額、経費の内訳が分かる請求書等の写し
- (3) 防犯カメラ設置後の現況写真(カメラ、録画装置及びプレートなど)
- (4) 撮影された画像
- (5) 防犯カメラの管理規程

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による事業終了報告書及び交付請求書の提出があった場合は、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通

知書（様式第8号）により町内会等に通知し、補助金を交付する。

（維持管理）

第11条 町内会等は、防犯カメラの設置を完了した日から起算して少なくとも5年間は、当該防犯カメラを適切に管理しなければならない。

2 防犯カメラの維持管理に要する経費は、町内会等の負担とする。

（補助金の交付取消等）

第12条 補助金の交付を受けようとする町内会等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本要項に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日改正）

この要項は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。